

新規営業許可申請の手引き

1 申請の流れ

事前相談 ⇒ オンライン申請 ⇒ 書類審査 ⇒ 来所（必要書類の提出・提示、手数料支払い）
⇒ 実地調査 ⇒ 許可（電話連絡） ⇒ 許可証交付（新規営業者許可講習会）

2 提出書類

- 1 建物の平面図（1/100～1/200）及び営業施設・設備配置図（1/20～1/30）
（施設が確認できる縮尺を用いてください。）
- 2 使用水の確認
 - ② 上水道及び簡易水道については、水道メーターの位置を明示
 - ② 井戸水等は公的検査機関による水質検査成績書（26項目）（1年以内に検査したもの）
- 3 食品衛生責任者の資格を証する書面の提示
資格のない場合は、申請後、必ず食品衛生責任者養成講習会を受講してください
- 4 営業施設付近案内図
- 5 営業許可申請手数料 1業種 9,600円～30,000円（業種により異なります）

注）・提示するものは、必ず本通を持参してください。（コピーは不可）

- ・オンライン申請は、厚生労働省の『食品衛生申請等システム』により行って下さい。
システムに関するお問い合わせは、ヘルプデスクをお願いします。

電話 080-4953-0566 平日8時30分～18時00分

メール TJ-fas-support@tjsys.co.jp

④食品衛生責任者の資格を入力する際、食品衛生協会が実施している食品衛生責任者養成講習会受講者は【⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者】を選択して下さい。

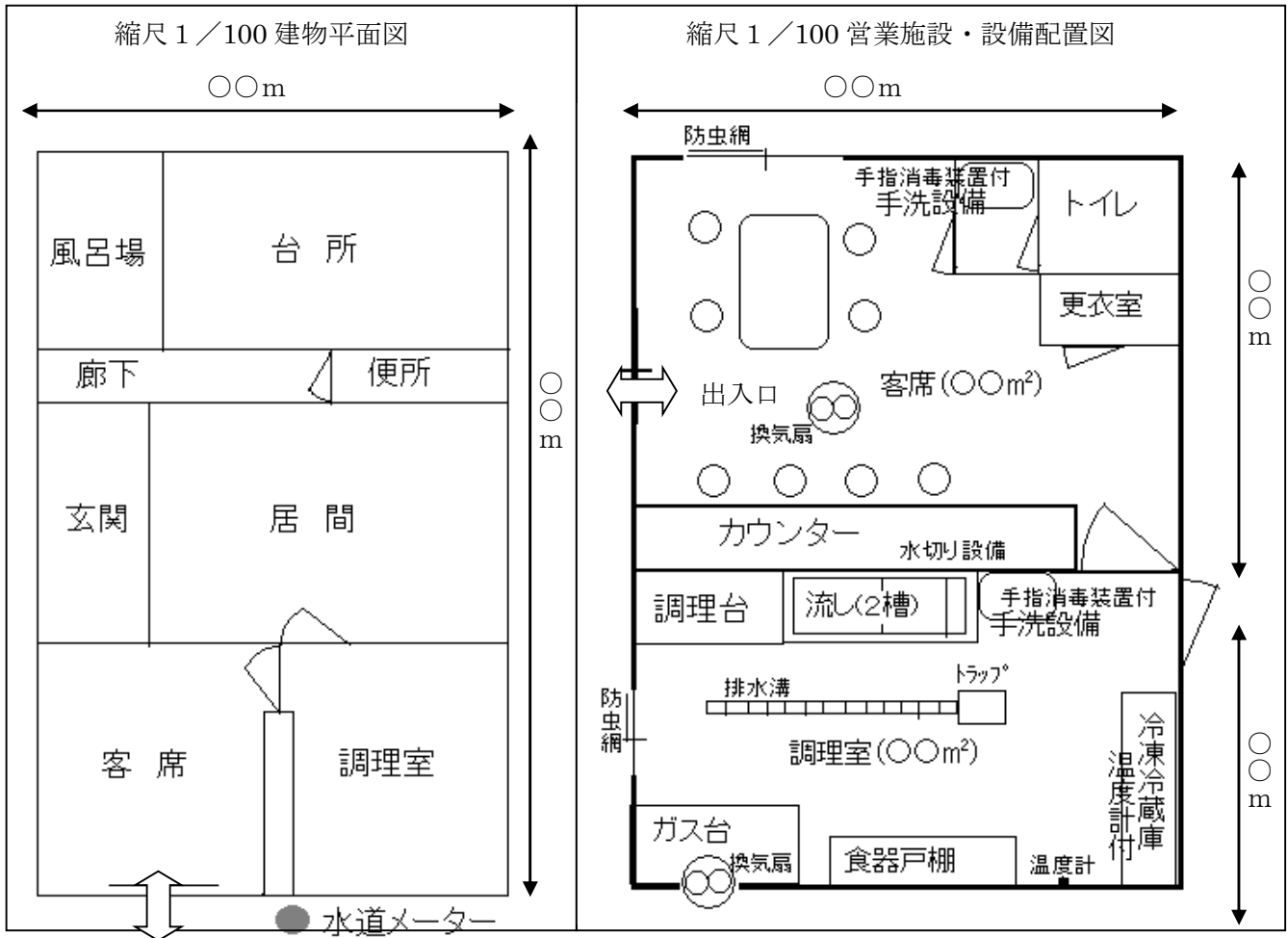
3 検査について

- (1) 書類不備の場合は、受付けできません。
- (2) 施設調査は、毎週火曜日、木曜日の2日間実施しています。
ただし都合により変更する場合がありますので、調査日を確認してください。
掛川支所、浜名分庁舎については、直接担当者と打ち合わせてください。
- (3) 調査時間の打合せ、キャンセル等の変更がある場合は、西部保健所衛生薬務課まで連絡をしてください。（電話 0538-37-2245）
- (4) 施設に不備事項があったため検査に合格しなかった場合は、次回以降の検査日に再検査を受けることになります。

4 記入要領

(黒のペンかボールペンで記入。訂正は、二重線の見え消しでよい。)

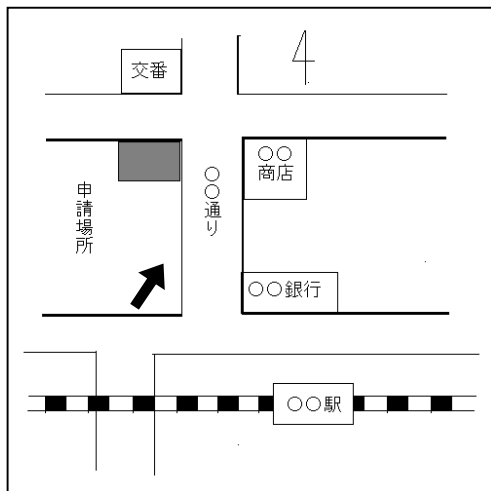
1 建物の平面図及び営業施設・設備配置図



(1) 施設内の名称、位置、建物の間口、奥行の長さを明記すること。

(1) 施設内の個々の室の間口、奥行の長さを明記すること。
 (2) 施設内のすべての設備の位置、器具名を明記すること。

5 営業施設付近案内図



(1) わかりやすく書く。
 (2) 目標となるものがあれば、それを明示する。
 (3) インターネットの地図を印刷したものでも可。